

令和2年度 (一社) 犬山祭保存会理事会 第12回 議事録

●日時

令和3年7月17日(土) 18:00～19:50

●場所

市民交流センター(フロイデ) 201・202

●出席者(敬称略)

【常任理事】会長(石田)、会長代行(多和田)、副会長(小林、澤野、長谷川)、会計(下山)、財務特別委員長(今井)、伝統文化委員長(市橋)、てこ委員長(浅野)、てこ副委員長(吉田、陸浦)、企画広報委員長(松田)、企画広報委員長代行(斉木)、企画広報副委員長(西村、柴田、林)、からくり文化振興部長(加藤) 専務理事(溝口)

【理事】枝町組理事(武藤)、魚屋町組理事(小川)、下本町組理事(松岡)、中本町組理事(栗谷)、熊野町組理事(浅野)、新町組理事(山田)、本町組理事(安田)、練野町組理事(長岡)、鍛冶屋町組理事(市橋義和)、名栗町組理事(森)、寺内町組理事(三輪)、余坂組理事(大澤憲司)、外町組理事(伊藤尚宏)、内田町組理事(伊藤一則)、坂下大本町組理事(一色)

【その他】歴史まちづくり課(中村課長)、観光交流課(新原課長、中柴)、保存会事務員(竹村)

●議事

I. 会長挨拶

II. 議題

① 1号議案議決 ② 2号議案議決 ③ 3号議案議決 ④ 4号議案議決 ⑤ 添付資料について

●配布資料

1. (一社) 犬山祭保存会 総会議案書

●議事内容

I. 代表理事挨拶

・会長：普段はからくり館で会議をやっているが、今回は大人数のためフロイデにて理事会を開催させていただいた。今年は、8月7日に令和3年度の総会を予定しているが、それは書面の決裁となるため、実質的には本日の理事会が、保存会の最終的な決議を採る重要な会議となる。

来週からオリンピックが始まり、さまざまな面において議論が分かれているが、我々全国の祭関係者にとっても、コロナ禍においてイレギュラーな対応を強いられている。しかし我々はこの機会を利用して、もう一回、我々の進むべき方向について十分に議論できたのではないかと思っている。その議論を経て、本日は4つの議案について議決を賜りたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

・専務理事：本来、総会では来賓の方にご挨拶いただくが、こういった状況のためお越しいただいていない。メッセージを頂いているので、この場で読み上げさせていただく。

(山田市長・原県議会議員・菊池愛知県文化財室長のメッセージ)

それでは議題に入るが、議長の選出ということで、定款の33条に、「会議は会長が招集する」とあるので、石田会長に議長をお願いしたいと思う。

II. 議題

① 1号議案議決

・会長：それでは会則に則り、会長である私が議長を務めさせていただく。今回は1号から4号まで4つの議案を提案させていただく。1議案ずつ説明し、議決を賜りたい。それぞれの議案は担当者からご説明申し上げる。

まず第1号議案、令和3年度事業報告ということで、多和田会長代行にお話していただく。

・会長代行：理事会について報告させていただく。2年間犬山祭が実施されない中で、令和2年8月22日から始まり、犬山祭や保存会について、非常に活発なご意見を頂戴し、ありがたく思っている。この理事会も今後月一回ほどのペースで開催していく予定である。

また、役員会を年に15、6回は開催させていただき、理事会で検討する事項について事前に打ち合わせをさせていただいている。皆様のご協力に感謝申し上げます。以上、理事会の報告とさせていただきます。

・てこ委員長：てこ委員会の活動報告をさせていただく。1月9日、2月14日、5月1日の各土曜日にててこ委員会を開催した。

- ・企画広報委員長：企画広報委員会の活動報告をさせていただく。令和2年11月18日に横町車山組の活動を行った。12月28日に、今年は餅つきではなく、針綱神社に餅奉納をさせていただいた。これにあたり、イベントの打合せを5回程度行った。令和3年度に入り、5回のコロナ対策会議にて協議を行った。今年は、新型コロナウイルスの影響により活動ができなかったが、月1、2回の委員会を開き、また各部署により分科会会議を実施した。
- ・伝統文化委員長：至学館大学の啓発活動として、犬山祭とからくりについての講義を3回にわたって行った。11月14日には知立にて日本の祭シンポジウムに参加した。また、例年行っている犬山市内の小学校2校へ、三番叟や座敷からくり等を持っていき、児童に人形を操ったりしていただくからくり体験学習を行った。2月20日に伝統文化委員会を行った。
- ・からくり文化振興部部長：定期的に練習を行い、部員相互の実力向上と親睦を図っている。
また、からくり文化振興や後継者育成事業のために、犬山高校からくり文化部、犬山中学アートコミュニケーション事業部への邦楽指導を行い、からくり人形指導も行っている。
今年はコロナの影響により、5月までは活動を出来ていなかったが、6月から再開し、犬山高校は毎週水曜日、犬山中学は毎週月曜日に邦楽指導に行っている。
6月5日に「からくり猩々」の人形衣装を新調した。9月2日に犬山高校の文化祭の補助をした。犬山中学は、11月6日にカルチャーフォーラムにてからくりを動かした。11月26日は椋山大学の邦楽の授業に行った。1月には犬山南部中学の邦楽授業を二回行った。
- ・企画広報副委員長：令和3年度の犬山祭の神事実施について。コロナ禍という事もあり、先程の企画広報委員の活動報告でもあったように、コロナ対策室を立ち上げさせていただき、企画広報委員会をはじめ、てこ委員会、伝統文化委員会の各委員の方にお声がけし、皆さんと議論をさせていただいた。その中で、少しでも安心して犬山祭を行うために、一週間前から検温や健康管理など、ご参加いただく皆様に多大なご協力をいただき、無事犬山祭を行う事ができた。
- ・専務理事：犬山祭企画委員会活動報告について。皆様ご承知の通り、春の犬山祭と秋のからくり巡りは、犬山祭企画委員会が主催者である。これは、保存会、JC、観光協会、犬山市の4団体で構成されている。昨年度は、一回しか開催されていない。
あいち山車まつり日本一協議会について。こちらでもコロナの関係で書面決済が多かったため、集まりは少なかった。8月4日、10月1日、12月1日には、会長がファシリテーターとなり、共催研修会をやっていただいた。
伝統文化委員会からも報告があったが、11月14日には、知立にて祭シンポジウム

に参加した。

教育活動・他団体交流等活動報告として。11月25日には、犬山北小の白帝ワークに協力した。町内の皆様に車山蔵で対応していただきありがとうございました。本来ならばこれも毎年5月頃開催しているが、コロナの影響で秋に日程がずれ込んだ。

1月14日には、愛知県は5つの祭がユネスコ無形文化遺産に登録されている事から、愛知県文化遺産保護功労者表彰を県知事から受けた。

1月22日には、名古屋稲永小学校とオンライン授業を行った。名古屋の小学校に犬山祭が紹介された事もあり、今年の秋も、南館に名古屋の小学校から多く見学に来ていただく予定になっている。

4月22日から横浜高島屋玉屋庄兵衛展として、中本町の西王母、外町の梅梢戯が出版されている。その節はご協力ありがとうございました。

5月6、7日には古川祭と高山祭の関係者と意見交換をした。

- ・副会長：伝承保存委員会の活動報告について。今年度についてはほとんどが練屋町の修復に関わる委員会となり、コロナ禍のため書面開催となった。実際に会議を行ったのは10月の全体会議のみである。練屋町の中幕修復は二年がかりで行った。
- ・会長：からくり文化振興部の活動報告について、犬山中学と犬山高校のからくりの活動は、全国的にも子供達による唯一のからくりの活動であり、文科省においても高く評価されている。近日始まる犬山ホテルは体験型をコンセプトとなっているが、からくり振興部にも出演していただき、非常に精力的に活動していただいている。
- ・会計：決算報告をさせていただく。正味財産増減計算書と収支計算書は似ているため、収支計算書の欄にて説明させていただく。毎年変わりが無い所は省略させていただく。犬山市助成金と奉賛会助成金は、今年度はコロナのために4月以降の決算となるため、今回の決算書には決算額は書かれていない。協賛金も祭が無かったためほとんど書かれていない。

また、あいち山車まつり日本一協議会より、車山持ち13町内に各10万円ずつ助成していただき、コロナ対策費として使わせていただいた。

PR費も、協賛金の披露ができなかったため決算額が少なくなっている。

- ・会長：会計担当には、歴史まちづくり課、観光交流課と緊密に連携して市の行政の方針に則って、多くの業務に携わり、頑張っていただいている。
- ・会長代行：次に、監査報告をさせていただく。お二人の監事の方に帳簿など監査していただき、間違い無いという事で、署名捺印をいただいている。
- ・会長：それでは、1号議案の令和2年度活動報告と会計報告、監査報告について、賛成の方は拍手をお願いします。ありがとうございました。
- ・専務理事：からくり館は犬山市の公的施設であるが、我々保存会が委託を受けて運営をしているので、本会の監査の対象外となるが、報告させていただく。

収入の「教育普及事業参加費」は、親子からくり教室を行った際の参加費である。初年度のため上手くやりくりできなかつたため、本会からの補填として補助していただいた。

支出のほとんどは人件費である。からくり館では毎日からくり実演を行い、その他にも業務を行っており、職員が合計で4名となる。こちらは市の方で監査が済んでいる幕の修理費についても監査の対象外となる。昨年は練屋町の中幕の復元新調となる。文化庁が50%、愛知県が9%、犬山市が33.3%、地元が7.7%の負担となる。これらも市で監査が終了している。

② 2号議案議決

- ・会長：続いて、第2号議案に議題を移らせていただく。こちらは定款変更についてとなる。この背景には、祭を支える城下町の定住人口が、ここ30年で減少しており、10年先の事に危機感を覚えざるを得ないということがある。また我々の祭がユネスコの無形文化遺産に登録された流れに併せて、我々保存会も改革・前進しなければならない、ということがある。これらを受けて、犬山祭の視界を広げて、広く世間に窓を開けていく、これが改革案の骨子である。我々役員も、この事について真剣に討議してきた。そして本日の理事会にて決議していただくということである。

改革の主旨についてももう一度お話をさせていただく。会員制・会費制にして、我々の祭に対する心の在り方を捉え直していくという事を含めて、定款変更を提案させていただいた。

変更内容について、説明を担当者からさせていただく。

- ・企画広報副委員長：定款変更案と、それに伴う会費規程、委員会規程の変更案についてご説明する。

定款変更について。理事会で何度かご説明させていただいたが、第5条、会費について、今までは会員は正会員・賛助会員・名誉会員の三種類だったが、改正案では、「当法人の構成員は、会員及び社員とする。会員及び社員は、これを相互に兼ねることができる。」とした。兼ねるという意味合いは、会員の中から社員を選ぶことを想定している。

5条では2項と3項を新設する。2、「犬山祭に参加する者（犬山祭参加者名簿に氏名が記載された者）は、すべて会員とする。」3、「社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。」となっている。

7条について。これまでの入会金を無しとして、「会員は会費を納入しなければならない」という形になる。また、「社員総会において別に定める」という箇所を、「理事会において別に定める」と改正している。

第21条について。これまで理事20名以上40名以内という箇所は変わらないが、

改正案では「16町内から各町内1名以上を理事に選任することは必須」という一文が追加される。これまでもそうだったことだが、それを明文化するということである。第21条の2について。理事は社員の中から選任するという箇所は、理事メンバーを社団法人の社員にするという想定になる。理事の皆さんは社員になるという意味である。

「一般社団法人犬山祭保存会 会費規程」について。先程の定款変更の7条の会費規程に関するものである。第2条は「会員は、次に定める会費を納入しなければならない。年会費 1世帯につき1口1000円 ただし、18歳未満の会員のみ世帯は年会費を免除する。」2、「年度の途中に入会した場合も全額を納入しなければならない。」第3条「本規程は、理事会の決議により改正することができる。」第4条「本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。」附則として、「この規定は、令和3年7月17日から施行する。」となっており、承認が得られた場合は、本日7月17日から施行されるという事である。この改正により、今までの車山持ち町内各三万円、練り物町内各二万円の会費が廃止となる。

委員会等に関する規程について。これまでは、第1条と第2条に加えて、従来の町内の会費規程に関する第3条があったが、会費制の変更に伴い、3条が削除されている。また変更点として、第2条(3)「財務委員会」を「財務特別委員会」に、(5)「祭礼委員会」を「祭礼準備委員会」に変更させていただいている。

犬山祭参加者誓約書について。最初の「一、(一社)犬山祭保存会会員として、会則に則り、犬山そして国並びに世界の文化財を保存、伝承することを担う自覚を落ち、祭に参加します」の箇所で、「犬山そして」の一文を追加している。次の「一、祭参加者は、飲酒、喫煙は自粛いたします。」について、これまでは車山の曳行に影響するような飲酒喫煙は自粛しますという内容だったものを、祭参加者全員に向けた文面として変更した。続いて、「一、反社会的勢力から暴力行為を受けた時は、直ぐ警察へ被害申告いたします」、「一、その他、犬山祭の品位を汚す行為はいたしません。」「右に著しく反し、(一社)犬山祭保存会から祭参加を認められなくても一切異議を唱えません。」とある。これが犬山祭に参加していただく際の誓約書となる。

- ・会長：第二号議案については、無記名投票によって議決をとる。今回の改革案はかなりの時間をかけて議論を重ねてきた。皆様からいただいた様々なご意見は、出来る限り現在の改正案に反映させたつもりである。

投票の前に、なにかご質問の有る方はお願いしたい。

- ・自町内の役員の話合いで、祭参加者から会費を徴収するという今回の会員・会費制の決議は、16町内のみの賛否によって議決してはどうか、という提案があった。ご検討いただきたい。
- ・会長：今までの議論の中で、そういった16町内と16町内以外の扱い方についても

話し合いがされてきた。それを反映する形で、今回の提案を出させていただいている。今のご発言に関しては今後の課題としていきたいとは思っている。

- ・会費規程の2条の2の中で、「年度の途中に入会した場合も全額を納入しなければならない」とあるが、これはどういった決算になるのか。年会費の概念と参加費の概念が混同されているように感じる。

また、附則で「この規程は、令和3年7月17日から施行する。」とあるが、今年度の総会は8月7日で書面決議となるとの事であり、やはりその総会の日付をもって施行されるべきではないか。

- ・企画広報副委員長：年度途中の入会に関して。従来通り、4月の祭の前に参加名簿が提出される際に会費を納入する形となる。保存会の年度は6月から翌年の5月となるが、全員が年度初めの6月に納入するわけではない。
- ・専務理事：施行の日付について。ご発言を尊重して、「一般社団法人犬山祭保存会 会費規程」の附則と、「一般社団法人犬山祭保存会・委員会等に関する規程」の附則における日付の「令和3年7月17日」を「令和3年8月7日」に修正させていただく。
- ・会長：それでは投票を始めさせていただく。
- ・専務理事：公平を期すために、議決権の無い方が投票箱を持って各席を回らせていただく。

(投票・開票：賛成19票、反対18票)

- ・会長：ご覧いただいた通り、改革案の賛成票が一票上回ったため、提案は議決された。
- ・今回の定款の変更について質問させていただきたい。現在の定款の第18条の2において、定款の変更は、「総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。」とあるが、これに則ると、今回の一票差となった議決は否決されるのではないか。
 - 企画広報副委員長：社員総会の議決については仰る通りであるが、今回は理事会の決議である。これについては、第34条にある通り、「その過半数をもって行う。」とあるので、これに従う形になる。
 - 理事会では約款の変更という議決はできないという事だったと思うが、それはどうなっているのか。
 - 企画広報副委員長：理事会では定款変更はできないため、総会に提出する変更案についての議決という形になる。それが後に総会で承認されれば、定款変更されるという流れとなる。
 - ・次回の総会でもう一度投票が行われて、そこで3分の2以上の賛成が無ければ否決されるという事になるのか。

- 企画広報副委員長：この社員というものは、法人設立時の3人が今現在の社員であり、理事会で承認されたものは、その3人の社員は全て承認する、という流れでこれまで来ているので、今回もそのような形となる。理事会では3分の2以上の賛成が得られなかった決議も、過半数が得られた場合には、総会で3人全員が承認するという形になる。理事会では約款の変更はできず、あくまで社員総会においてである。
- 現時点ではこの議案は承認されたという事ではないと理解して良いのか。
- 企画広報副委員長：形式上は承認されていないが、実質上は承認されたという状態である。具体的には石田会長、多和田会長代行、大澤副会長の三名で法人が設立され、理事会で決議された事についてはこの三人は承認するという前提になっている。
- その三名の中に自分たち理事はいないのでは。
- 企画広報副委員長：理事会において承認されたこの定款変更について社員総会に上程するという形式的な手続きである。
- 総会というのは、その3人だけで行われても問題ないという事になるのか。
- 企画広報副委員長：法人化になってからはそのような形になっている。
- ・会長：この理事会において議決を投票制にしたのは、皆で議論しようという主旨からである。最初から社員の三人だけで決めてしまうという事ではなく、なるべく民主的に運営をしたいという主旨に則ったものである。
 - ・専務理事：事前投票を含めて37名全理事による決議によって決定されたものである。
 - 事前投票という言葉はどこに書かれているのか。
 - 専務理事：先日の常任理事会で承認をいただいた。
 - 定款19条に「社員総会に出席できない社員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない」とあるが、その証明はどこにあるのか。
 - 専務理事：事前投票の際には、私が立ち会った。代理人ではなく本人に、私の目の前で投票していただいた。
 - 会長：規則は、書いてある事はもちろん駄目だが、書いていない事に関しては拡大解釈ができるものである。
 - この定款の条文に関して疑問を投げかけただけであり、今回の議決で出された結果について異議を言うつもりはないが、この条文に対して保存会がどのような解釈を持っているのかを知りたい。
 - 会長：今回の提案についてあれだけの議論を重ねて、無記名による投票ということを初めからやろうと何度も確認し合いながらやってきた。結果が出てからそのような事を言われても受け入れられない所がある。
こういう結果が出た以上、それに向かって一致結束して一枚岩になっていく必要がある。

ある。強引にこのような結果になったわけではない。何度も議論をして公明正大にやったのであって、これを乗り越えてやっていかなければならない。

今回の結果によって、今後良くなっていくと信じている。これからこや若衆の皆さんの時代が来る。彼らが自由な発想をして新しい犬山祭を作ることができる可能性について、本日皆さんに決めていただいた。信じてついてきていただきたい。

- ・保存会の理事の総数は何名か。また、本日出席されている理事は何名か。
 - 専務理事：総数は37名で、出席している理事は33名である。
 - 先程言われた、欠席している4名が事前に投票したという認識で良いか。
 - 会長：どうしても本日出席できないため、本人の意志を表明するという形の事前投票である。
 - 専務理事：会長の仰っている主旨を理解していただきたい。昨年の祭を理事会の決議で決定した際も、定款上は社員の3名で決める事ができたが、皆様方の投票によって決定した。民主的に運営されているのではないかと思う。
 - 企画広報副委員長：社員総会については現在3名であるが、これまでの議論でお話しているように、理事をすべて社員にしようという事になるので、来年度以降は、社員の総数が理事の総数と同じになる。

③ 3号議案議決

- ・会長：それでは、2号議案については承認されたので、続いて3号議案に移らせていただく。3号議案は新役員案についてである。
- ・副委員長：それでは新役員の方の3号議案についてご説明させていただく。役員は定款上2年、監事は4年が任期である。御承認のほどよろしくお願ひしたい。
- ・会長：それでは提案について賛同される方は拍手をお願ひしたい。多数の拍手をいただいたので、議決していただいたという事とする。

④ 4号議案議決

- ・会長：続いて第4号議案は、令和3年度活動方針と、令和3年度収支予算について。
- ・会長代行：今回の定款変更により会員から社員になるという事で、社員としてご理解いただきたいと思う。

「活動方針：387年の歴史と伝統を有し、国の重要無形民俗文化財及びユネスコ無形文化遺産登録をうけた犬山祭を、各団体との協力のもとに執行し、市民・来訪者に深い感動を与え、郷土の誇りにふさわしい祭礼とする。また、未来を担う児童・青少年の伝統文化伝承の教育活動さらにコミュニティ形成に寄与し、持続可能な祭礼とするよう活動する。」

また、「犬山祭を通じて地域コミュニティをつなぐ・ひきつぐ・ささえる」をビジ

ョンとしてやっていく。

重要項目として、活動方針としては①コロナ禍でまだ先の見通せない状況ではあるが、第388回犬山祭（令和4年4月2日・3日）を行う。②秋の「からくり町巡り」（令和3年10月23日・24日）を行う。③修理・復元促進を行う。④自動・青少年への教育活動及び地域防犯活動を行う。⑤犬山祭保存会ホームページ・Facebookの充実を図る。⑥令和3年9月18日に第9回日本の祭シンポジウムが行われる。⑦「祭他団体と組織との協調」という事で、令和3年度は活動をしていく予定である。

- ・会計：続いて、令和3年度の予算について報告させていただく。予算案の収入について。令和3年度の前期繰越金が531万980円である。犬山市助成金は毎年200万であるが、来年祭をやるとしても、年度を3月末で締めるので、150万という形になっている。協賛金は、この2年間で集めた金額に合わせて、80万円ほどを見込んだ金額である。また、先程多数決で承認された保存会会費が90万円ほどであろうという見込みである。

支出について。ほぼ例年通りであるが、ホームページ維持・管理等が若干変更となっている。また、会費を1000円払っていただいた事への証明のための会員証製作費として、保存会会費の90万から30万ほど使わせていただく。毎年、この90万円のうち、保存会に入ってくるのが20万円ほどになる。

- ・会長：いつも言っている事であるが、この犬山祭を通じて地域コミュニティをつなぐ・ひきつぐ・ささえるというビジョンについて、やはり組織というものはビジョンが大事であるので、ビジョン通りに行くと、我々の目指すところは、地域コミュニティをささえ、ひきつぎ、ささえていくという事であるので、これから皆さんが明確にそういったものを意識していく機会を作っていきたいと思う。

⑤ 添付資料

- ・専務理事：からくり館の令和3年度の委託費の収支予算について。こちらは行政との関連事項であるので、報告事項という形にさせていただく。収入として、委託料は前年度と同額であり、保存会補助として前年度は30万ほどいただいたが、今年度は支出の人件費を削る等して、保存会補助は10万円ほどに抑える形とする予定である。続いて令和3年度の練屋町の修理費用として、総事業費が891万となる。国が50%、県が10%、犬山市が33.3%、地元が7.7%の割合負担となる。

続いて資料として添付した項目の説明をさせていただく。役員名簿は第3号議案で説明したものと同一である。

続いて各委員会名簿だが、財務委員会が、先程ご指摘のあった通り「財務特別委員会」となる。財務特別委員長以外は全員が委員であり、皆さん全員で協賛金を集めていただきたい、という事である。

犬山企画委員会について。犬山市、保存会、J C、観光協会の4団体で構成されており、こちらのメンバーが出向されているという事である。

保存伝承委員は、日本でも有数の有形のスペシャリストによる諮問を受けるという事である。

犬山祭ふるさと大使について。今年は東京都と神奈川に、横浜の玉屋庄兵衛展の案内という事で、入場券を30枚ずつ程出した。ほとんどの方が見に行ってくさったと聞いている。やはり地元を離れていると、犬山のからくりが出ているというのは懐かしいという報告をいただいた。

全国山・鉾・屋台連合会の名簿について。全部で36団体あるが、33団体までがユネスコの無形文化遺産の指定を受けている。

愛知山車祭り保存協議会の幹事団体、愛知山車まつり日本一協議会の名簿の記載である。

祭礼準備委員の町内割振一覧という事で、令和4年度はこちらの5町内に祭準備を担当していただくのでよろしくお願ひしたい。

そして定款について再び掲載させていただいている。

以上、添付資料の説明をさせていただいた。

○報告事項

- ・副会長：7月30日の輪くぐり神事については、予定通り規模を縮小しながら行う。6時頃から担当の方にはご参拝をお願いしたい。
- ・会長：針綱神社は我々のコミュニティの核であるので、なるべく神社に行っていたきたいと思う。コミュニティ政策学会では、神社の事を共同管理地という言葉を使うが、誰が行っても良い場所である。輪くぐり神事は年に二回の大祓いなので、是非皆さん協力していただきたいと思う。
最後に、先程申し上げたように、今回の投票結果を尊重していただけたらと思う。反対票を投じられた方も、ご意見や仰りたい事等あると思うが、皆さんが投票していただいた結果としてご協力いただけたらと思う。
会長の立場としては、若衆やてこの委員会を中心に、新しい祭を創造していきたいと思う。なるべく、16町内以外の人材も中心の企画に入っていただきたい。また、社会的な問題にもなっているが、女性の参加や、子供も大事にしていく、そういった議論をいただいて、皆さんにご相談させていただきながらやっていきたいと思う。
- ・歴史まちづくり課：このコロナ禍において皆さまの熱心なご活動に敬意を表している。我々としては、この犬山祭がしっかりと継承されていくのが大切な事だと思っている。皆様とご一緒にしっかりとやっていきたいと思っている。補助事業等、また個別にご相談させていただきたいと思う。

・観光交流課：この2年間お祭が中止となり、神事のみという形になっているが、今年の秋にからくり町巡りは行う予定であるし、その中で祭文化を継承していけるような形になれば良いと考えている。

また、犬山高校のからくり文化部が、駅前のホテルミュージックスタイル犬山エクスペリエンスというホテルでからくりを披露するので、こちらも併せてお願いしたい。

・今回、理事の任期が2年経つ方がほとんどとなるので、次回の理事会の際に就任承諾書にサインをいただきたいので認印を持ってきていただきたい。

新たに役員理事になられる方は、住民票を持ってきていただきたい。

●次回日時

未定

●次回場所

未定

●記録日

令和3年7月24日

●記録者

竹村

●署名

石田芳子

溝口正成